

八王子市ごみ収集車車体利用広告掲載要綱

平成15年6月1日施行 改正 平成15年8月29日 平成19年4月1日
平成23年3月1日 平成23年4月1日
平成28年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市ごみ収集車に掲載する広告の取り扱いについて必要な事項を定め、併せて地域産業の振興と自主財源の確保を図ることを目的とする。

(取扱基準)

第2条 掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、その内容は次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) ごみ収集車車体利用広告の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 八王子市ごみ収集車車体利用広告デザイン審査基準に適合しないもの
- (6) 掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

(掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、ごみ収集車の車体側面の市が指定する位置とする。

(広告掲載方法)

第4条 広告の掲載方法については、市の指定する材質又はそれと同等以上の材質を用いたラッピング形式による車体利用広告とし、車体塗装は行わないものとする。

(掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、原則として1年間とする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(広告掲載料及び広告掲載面積)

第6条 広告掲載料及び広告掲載面積は、別表1のとおりとする。ただし、広告掲載料には広告の制作費及びラッピング施工費を含まないものとする。

2 広告掲載料の納付は、掲載の決定後、市の発行する納付書により一括前納するものとする。

(広告の制作及び経費負担)

第7条 広告の制作については、広告主の責任及び負担において行うものとする。

2 広告に対する動産保険については、市が負担するものとする。

(広告掲載及び撤去作業)

第8条 車両への広告掲載及び撤去作業については、広告主の責任及び負担において行うものとする。

2 広告掲載及び撤去作業日程については、八王子市と広告主で協議して決定するものとする。

る。

(補償)

第9条 契約期間終了後、広告の撤去により車体の塗装に剥離が生じた場合は、広告主の負担及び責任において原状回復するものとする。

(事前協議)

第10条 広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)は、あらかじめごみ減量対策課及びまちなみ景観課と、内容及びデザインについて協議するものとする。

(広告掲載の申込み)

第11条 前条の協議満了後、広告掲載希望者は、ごみ収集車車体利用広告掲載申込書(第1号様式(様式略))に掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に申し込むものとする。

(審査)

第12条 市長は、前条の申込書を受理したときは、八王子市屋外広告物条例(平成26年条例第80号。以下「屋外広告物条例」という。)第18条第1項の許可の特例申請に当たり、広告のデザイン及び内容を審査するため、ごみ収集車車体利用広告審査会を設置する。ただし、屋外広告物条例第21条第2項の許可の申請についてはこの限りでない。

この場合において、同一広告掲載位置に、二つ以上の同順位の申込みのある場合は、抽選とする。

(1) ごみ収集車車体利用広告審査会の委員長は資源循環部ごみ減量対策課長とする。

(2) ごみ収集車車体利用広告審査会の委員は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

2 屋外広告物条例第18条第1項の許可の特例申請の結果に基づき、掲載することを決定した場合は、広告掲載決定通知書(第2号様式(様式略))により、掲載しないことを決定した場合は広告非掲載通知書(第3号様式(様式略))により通知するものとする。

(掲載の取消)

第13条 市長は、広告の掲載に支障があると認められたとき、又は、広告掲載料金を納入しなかったときは、当該掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第14条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により広告掲載ができなくなったときは、還付することができる。

2 前項ただし書の規定により還付する場合において、掲載期間に1月未満の端数があるときは、その月は広告掲載期間に含めないものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、「八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱に関する要綱」を準用し、その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

広告掲載面積	広告掲載料	備考
車輛両側面の広告面積の合計が2㎡～5㎡ （車輛により掲載面積は異なる）	1台につき300,000円 但し、同一の広告内容で、2台以上の掲載を行う場合は、1台につき次のとおりとする。250,000円	2 t 塵芥車 又は 4 t 塵芥車
車輛両側面の広告面積の合計が5㎡～8㎡ （車輛により掲載面積は異なる）	1台につき480,000円 但し、同一の広告内容で、2台以上の掲載を行う場合は、1台につき次のとおりとする。400,000円	4 t 塵芥車

別表2（第12条関係）

ごみ収集車車体利用広告審査会委員

委員長 資源循環部 ごみ減量対策課長

副委員長 道路交通部 管理課長

委員 まちなみ整備部 まちなみ景観課長

委員 財務部 財政課長

委員 都市戦略部 広報課長

委員 総務部 総務課長

委員 産業振興部 産業政策課長

委員 生涯学習スポーツ部 生涯学習政策課長